特許法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）【第一条関係】

改正案	現行
（発明の詳細な説明の記載） 第二十四条の二　特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。 （意見書の様式等） 第三十二条　特許法第四十八条の七及び第五十条の意見書は、様式第四十八により作成しなければならない。 ２～３　（略）	（発明の詳細な説明の記載） 第二十四条の二　特許法第三十六条第四項の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。 （意見書の様式等） 第三十二条　特許法第五十条の意見書は、様式第四十八により作成しなければならない。 ２～３　（略）